

武豊町 9 月定例議会

梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

梶田稔議員登壇質問 私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第 1 の質問は、国保税の均等割部分の乳幼児・児童部分を減免し、引き下げを求める問題についてであります。

私どもは、現在、住民アンケートを行っていますが、そのアンケートで寄せられた住民要望のうち、国民健康保険税について、「高すぎて滞納がある」「高いので引き下げを」と答えたひとが、実に 79% に上っています。

一宮市の発表によれば、平成 22 年度より、均等割のうち、18 歳未満の乳幼児・児童について 3 割を減免し、国保税の負担軽減を実施したとのことであります。

高すぎると批判の声が高い国保税の負担を軽減するため、本町においてもその軽減措置を講ずるよう求めるものであります。

現在、18 歳未満の乳幼児・児童は 1229 人となっており、当該部分の均等割負担総額は、医療分・後期高齢者医療分を合わせて 3539 万 5200 円となります。

本来、納税の原則は、収入に応じて負担する応能負担と高額所得者が応分の負担をする累進課税が、民主的な税制の原則であります。

中学校を卒業して就職する人がいるとは言え、基本的には、乳幼児はもとより 18 歳未満の児童本人の収入はなく、担税能力はありません。所得税は、当然、無税であります。

家計の厳しい状況を支援する意味と同時に、課税の原則からみても、国保税の均等割部分のうち、18 歳未満の児童に係る部分について、減免すべきだと考えますが見解を伺いたい。

因みに、全額免除する場合は 3539 万円、7 割免除する場合は 2477 万円、3 割免除する場合は 1061 万円余の財源が必要となります。一般会計からの支援を拡充して、18 歳未満の均等割部分を減免する措置を講じて国保税負担を軽減されるよう提案するものですが、重ねて見解を伺いたい。

第 2 の質問は、耕作放棄地を解消して、町内の食料自給率の向上を求める問題についてであります。

このほど農地法が改正され、遊休農地の集約化など耕作放棄地の解消などの方向が示されました。食料自給率の向上のためには、耕作放棄地の解消と作付促進が不可欠であることは言を俟ちません。

食料・農業問題は多岐にわたりますが、今回は、耕作放棄地・遊休農地解消の問題に絞っ

て、その具体策について見解を伺いたと思います。

まずはじめに、農地の全筆調査が行われましたが、その結果、耕作放棄地を含む農地に係る調査結果を明らかにされたい。

次に、農地の集約化など、耕作放棄地の解消を推進するためには、町内農地の実態データをJA等関係団体と共有し、その分析に基づいて具体的に検討することが不可欠であります。

「JAあいち知多」が平成19年6月に策定した「第2次農業振興計画」に、第1章「基本方針」の「4目標達成に向けた戦略プロジェクト」の「8農地の管理システムの構築」の項を設けています。

そこには、「プロジェクトの背景」として、「現在、常滑市では、市との連携により農地の管理システムが導入されていますが、その他の市町では行政上の都合により導入が実現されていません。」と記述されています。行政の対応に対する不満の表明とも言えます。そして、「農地の流動化や保全活用が強く求められている中で、多様な農地管理の体制・手法も研究していく必要があります。」と指摘しています。

そのためにも、調査結果のデータを共有する措置を講ずる必要があると考えますが、どのように講ずるか見解を伺いたい。

耕作放棄地対策協議会が、このほど設置されました。その構成内容と今後の活動・検討方針について、どのように考えておられますか。

また、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の実施が打ち出されていますが、その内容はどのようなもので、どのように推進するお積もりですか。

今年5月に策定された「武豊農業振興地域整備計画書」には、「第3農用地等の保全計画」の項が設けられ、前回の平成12年3月に策定された計画書に無い記述であり、積極的な方針と評価したところであります。

ところが、今年6月、平成18年8月に策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が修正されましたが、修正前の「構想」の「第5遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項」の項目が、そっくり削除されています。農地法が改正された結果の修正であろうとは思いますが、耕作放棄地・遊休農地解消の方針の重要性に鑑み、黙過できない内容であります。

遊休農地・耕作放棄地の解消に向けての基本的な方向について、確固たる方針を策定し堅持すべだと考えますが見解を伺いたい。

第3の質問は、ペンシルロケット開発ゆかりの地・武豊に、ロケット科学博物館の設置を求める問題についてであります。

小惑星「イトカワ」から、60億kmの長旅を終えて7年ぶりに帰還した探査機「はやぶさ」が持ち帰ったカプセルが展示された会場には長蛇の列が連なりましたが、その光景は宇宙への関心の高まりを端的に表しています。

宇宙探査にはロケットが不可欠であり、そのロケットの推進薬の製造と最初のペンシルロケットの開発が、この武豊の地においてもすすめられたことは、知る人ぞ知る事実であります。

日本のロケットの歴史は、このペンシルロケットから始まったと言われていますが、そのペンシルロケット開発の先進地、発祥の地と称するのは決して過大なことではないと思います。

ロケット発祥の地・武豊ここにありと、全国にその名を轟かせることになるだけでなく、次代を担う児童・生徒に夢と希望を与え、学校教育等へ大きな影響を及ぼすこととなることを確信するものであります。

そこでお尋ねしますが、2014年、合併60周年記念の一環として、愛知県当局に積極的に提起し、県施設としてロケット科学博物館の設置を要請することを切望するものですが、見解を伺いたい。

ある町民の方からは、武豊町にそのような博物館が設置されれば、ペンシルロケットやH-ロケット、糸川英夫博士の関係資料などを提供できるとの申し出もあります。

ロケット科学博物館が設置されれば、このほど設立された観光協会の超目玉スポットとしても、内外の注目を集めることは間違いないと確信するものであります。

過日の衣浦港3号地の開所式における愛知県知事の挨拶の中で、地元武豊町への寄与・貢献について言及があり、それを受けて初山町長は大いに期待している旨の挨拶を返しました。そのやりとりが、単なる外交辞令、精神的なエールの交換ではなく、具体的な措置の一環として、県施設の設置を求めることは時宜を得た提起だと確信するものであります。

また、武豊町の特徴ある教育の一環として、「ロケット発祥の地・たけとよ」とでも銘打った副読本を編纂・発行すべきと考えますが、見解を伺いたい。

以上で、登壇しての質問を終わりますが、答弁の内容によっては自席より再質問致します。

町当局の答弁

初山芳輝町長答弁 梶田稔議員から、大きく国保税に関連して、そして食料自給率の向上について、2点(ママ)のご質問をいただきました。

私からは、大項目2番目の 遊休農地・耕作放棄地の解消について、のご質問にご答弁申し上げます。

現在、日本の農業を取り巻く環境は、畜産関係では口蹄疫の問題、あるいは飼料の高騰、また、稲作農家におきましては、全国的な米価の下落に加えまして、米の消費量の減少もあって、日本の農業経営も大変厳しい局面を迎えております。

遊休農地・耕作放棄地の解消も、大きな課題であります。もっとも大きな要件は、それらの農地を活用していただける担い手の存在があります。

本町におきまして、大きな流れとして専業農家、兼業農家ともに減少傾向にあります。

本町の担い手農家の認定農業者は、個人で33人、経営体として5つの団体で、合わせて38の経営体となっております。

こうした中、農業振興地域整備計画書および農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想では、規模拡大の意欲ある担い手農家に農地を集積するとともに、育成・支援をするこ

ととしております。

また、兼業農家の離農をできるだけ抑制し、農地を活用してもらうため、農作業の受委託を推進することにしております。

遊休農地・耕作放棄地解消対策としては、これらのことを中心に据えながら、農業への活用が図れない農地についても、景観作物など他の活用を検討していくことも考えられます。

具体的な対策につきましては、農地銀行制度の活用、農業委員会や耕作放棄地対策協議会での協議など、あらゆる機会を捉えて情報交換を行い、遊休農地・耕作放棄地の解消に努めて参りたいと考えております。

なお、武豊町農業振興地域整備促進計画と農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に、矛盾があるとのことご指摘についてであります。

今回の基本構想の改正は、農地法改正、農業経営基盤強化促進法の改正で、第2章農業経営基盤強化促進基本構想第6条で、市町村は基本構想を定めることができる規定に基づき改正を行ったものであります。

この中で、遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置につきましては、本則から削除され附則にて経過措置が採られており、今後も従前の例により措置をする旨が規定されております。

基本構想には記載はありませんが、本町も第5次総合計画におきまして、耕作放棄地面積を平成18年度の39％から平成32年度に20％を目標値としております。こうした目標に向かい、農業振興計画などに基づき遊休農地等の解消措置は継続して取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。他のご質問につきましては、担当からご答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

大岩一政総務部長答弁 戻りまして、大項目1の国保税の減免の関係でございますが、通告いただいたご質問のうち、小項目1と2につきましては登壇質問の中で質問者が正確な数字を述べていただいておりますので、3点目の一般会計からの支援を拡充して、18歳未満の均等割部分を減免する措置を講じられたいということについて、でございます。

本年3月議会において、梶田進議員および石原壽朗議員からのご質問にご答弁を致しましたように、国民健康保健事業特別会計は保険給付費が伸びる一方で、保険税収入が減少しておりまして、財政収支が悪化してきております。

本年度は、ご承知のように、一般会計からの法定外繰入金を大幅に増額、予算額として2億2504万3千円ということをございまして、そうしたことで予算編成をさせていただきました。

そうした現状でございますので、18歳未満の均等割部分の減免をする考えは持っておりません。

以上でございます。

中川和男産業建設部長答弁 大項目2の1の農地の調査結果についてであります。

農業調査の結果についてですが、今年の2月1日現在で農業センサスが実施されていますが、まだ速報値が出されておられません。

農地に関する統計につきましては、平成17年の農業センサスや現在発表されている農業・農林水産統計年報を基に報告させていただきます。

耕地面積は、統計年報で平成21年で496㌔。うち、田284㌔、畑212㌔となっています。また、耕作放棄地は、平成17年の農業センサスで、全町が調査対象(市街化区域を含む)で73㌔となっています。平成20年度に産業課で行った現地調査の結果、荒廃農地は、農業振興地域内(調整区域内)に、水田約24㌔、畑7㌔、樹園地4㌔、合計35㌔となっております。

調査結果に基づき、農地図、1500分の1の地図でございますが、平成21年度に緊急雇用対策事業で作成をいたしました。

2つ目の農業関係者のデータの共有についてであります。

町内農地の実態データを、JA等関係団体と共有化し、分析を行い、耕作放棄地の解消ができないかとの質問であります。

まず問題になるのは、個人情報保護との関係であります。情報を提供しようとするれば、少なくとも、所有者への説明と書面での同意取得が条件になると思われれます。また書面同意で、個人データを提供した場合、提供した以降のデータの取扱について、町として責任を持つことができません。そうしたことを考えると、慎重に対応することが必要だと考えています。

しかしながら、耕作放棄地対策を関係者と協同で進めることは、大変重要なことであり、そのためにデータの共有が必要になっていることは、議員のご指摘の通りであります。

そこで、当町では、協議する具体的な内容において、産業課でデータを処理し、その結果を資料として同一のテーブルに提供したいと思えます。

3の耕作放棄地対策協議会の活動・検討方針についてであります。

平成22年3月23日、町内の耕作放棄地の再生利用を図ることを目的として、農業委員会会長をはじめ8名の会員で、武豊町耕作放棄地対策協議会を設立しました。

耕作放棄地対策協議会では、作成しました農地図と農業委員会が行うパトロール調査の結果を基に、耕作放棄地を具体的に把握し、発生要因の調査、耕作放棄地所有者への制度や施策の情報提供、再生利用実施計画の作成を予定しております。

4番目の耕作放棄地再生利用緊急対策事業の内容についてであります。

耕作放棄地再生利用緊急対策事業では、引き受け手が行う耕作放棄地の再生作業や、作付、加工、販売の施行、再生した農地で利用する農業用機械、農業用施設の整備、隣接農地を含めて農業用排水施設、耕作道の基盤整備等を総合的に支援するものです。

武豊町におきましても、こうした制度が活用できるよう、平成22年3月23日に武豊町耕作放棄地対策協議会を設立いたしました。今年度は、耕作放棄地所有者へ制度や施策の情報提供と再生利用実施計画の作成を予定しております。

私からは、以上です。

大岩一政総務部長答弁：3点目のペンシルロケットの科学博物館の関係でございます。

その1点目の、合併60周年記念の一環として、ロケット科学博物館を県施設として設置の要望をという点でございます。

たいへん夢のあるご提案として、愛知県に届けさせていただきたいと思っております。

ただ、客観的な情勢を申し上げますと、県においては、この種の新たな施設の整備は、かなり厳しい状況にあると思われまして。

と申しますのも、県は行政改革基本方針として、かねてより県有の建築物、いわゆるハコモノの抑制を打ち出しております。既定の計画を除き、新規事業は基本的に行わないということとしているからでございます。

因みに、現在、県が進めている施設整備は、JAXA、宇宙航空研究開発機構と連携をして、県営名古屋空港内に建設する航空宇宙産業建設研究開発施設、それから瀬戸市と豊田市にまたがる次世代モノづくりの技術の創造・発信の拠点である知の拠点、そして本年10月、万博会場跡地にオープンする地球市民交流センターであります。

いずれも県の重点施策である先端産業の振興とCOP10に関わる、いわば戦略的施設として例外的な対応がなされておりますが、これら以外の施設が整備対象になり得る可能性はかなり低いと見ざるを得ないと思っております。

以上であります。

各務正巳教育部長答弁 続きまして、3点目、ペンシルロケットの関係で、ロケット発祥の地・武豊の副読本との関係であります。

平成23年度には、小学校は教科書改訂となるため、それに伴い現在使用している社会科の副教材であります「たけとよ」の改訂を予定をしているところであります。

この副教材の改訂作業は、町内に在籍する社会科の先生方により研究部会を設け、新しい教科書との整合性を図りながら、武豊の産業等を学ぶための教材となるよう調査研究し、「たけとよ」という副読本を製本化するものであります。

ロケット発祥の地・武豊につきましては、この研究会に提案させていただき、検討していただけるようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

梶田稔議員の再質問・答弁

梶田稔議員質問 まず、第1の質問ですが、国保会計が逼迫をしているということは、答弁にあったように私も承知をしております。

ただ、だから見直して、被保険者に負担を新たに求めるということを前提にして、見直しをする作業をすすめるというのは、あまりにも短絡的な発想というか手法であって、それは言葉は悪いですけども、才能のない人間だって支出が増えたから収入を増やそうと、単にそれだけのことなら、誰だってできる話であります。

最近の経済情勢等々考えても、また私たちが実施しているアンケートの結果を紹介したよ

うに、7割8割の人たちが負担が重過ぎるという生活実感の中で、毎日暮らしているわけですね。ですから、そういう町民の生活の実感、実態を勘案しながら改定をする。いまはむしろ全国的に要望が高まっているのは、国保税全体を引き下げよ、そういう要望が強いですね。

ですから、日本共産党は、過日の参議院選挙も1年前の衆議院選挙も、国保税1万円引き下げよと1世帯あたり、というのを、たくさん政策を提起しておりますけれども、ひとつの柱として提起しているところであります。

私は、あえて国保税1万円下げよという言い方をせずに、これは納税という趣旨からみてもおかしいじゃないかということ指摘して、せめて担税能力のない18歳未満の児童の均等割部分の減免を検討してほしいという、私は極めて控えめなやさやかな提案をしているつもりであります。

紹介した一宮市の18歳未満3割減免ということは、紹介しましたけれども、今年から実施されました。

実は、この一宮市においては、共産党議員団が累次の請願署名運動を展開して、15歳までの均等割を減免してほしいという請願の紹介議員になって取り組んできました。残念ながら、議会では不採択、賛成少数で不採択となりました。ところが、市当局との協議の中で、市当局の側から、児童・生徒ということになれば、法律的には18歳未満というのが規定だと。共産党が紹介した請願の趣旨は15歳未満だけれども、18歳未満を3割減免するという案が市当局から提案された。そして、可決成立して本年度から実施されたという経緯があります。

この話を同僚議員から聞きまして、これは行政に携わる者の、本当に市民を思った、住民を思った、見識の現れだと感服した次第です。

共産党が18歳未満までと要求していたわけではなくて、15歳までと要求していたものを、18歳に拡大して減免措置をとったというのは、これは私の議員生活の中でも初めて聞く話です。住民の要望をさらに上回って措置をする、一宮市の国保税の均等割の減免の措置。

因みに、今朝出てくる時に、一宮というのはどういう財政状況だろうかと思って、決算カードをプリントしてみましたら、武豊町と比べて、財政力指数は0.87、経常収支比率は82.8%、地方債の残高は773億円、どの財政指標を見ても武豊町には遠く及ばないという言い過ぎかも知れませんが、明らかに財政力のどの指標を見たら武豊町より劣っている一宮市政の実態であります。

不交付団体である武豊町の財政力を以て、できないはずはない。私は、非常に控えめな提案であります。

先の一般質問のやりとりでも、行政報告会でも、作業中であるとの報告がありましたけれども、そういう状況の中で、ぜひこの点は検討して然るべき軽減措置を検討のまな板に載せてほしいと思うんですけれども、もう一度、お答えをしていただきたいと思います。

かつて国保会計が、国保事業が出発した当時は、国保料という形で出発したと思いますけれども、国保税というふうに改正された段階で、被保険者の納税する保険税、保険料の性格は大きく変わったわけで、それは税法に基づく徴収を促進する意味が期待されていた趣旨だとは思いますが、であればこそ税の民主的な原則を適用して減免措置を講ずるべきだ

と思いますけれども、併せて見解を伺いたいと思います。

大岩一政総務部長答弁：まず、一宮市の例を引かれましたので、少し参考までにその他の状況についても、ご報告したいと思います。

確かに、県下で初めて3割減免に踏み切られたということは聞いております。その一方で、私ども、今回、子ども医療費助成の条例改正を上げておるわけですが、一宮市に関しては、入院は中学生までですが、ただ通院は小学生までで、保険診療分の3分の2を助成ということで、この面で言えば武豊町の方がはるかに手厚い手当がされているということでございます。

それから、一宮市における国保加入者1人当たりの法定外繰出金でございますが、約1万円、正確に申しますと、21年度決算では1万0055円ということでございますが、本町は2万0388円ということでございます。

従いまして、国保会計の中身が随分違うということは、まず前提としておさえておいていただいた方がいいのかなあというように思います。

先ほど、保険料、保険税という話もあったんですが、いずれにいたしましても保険でございますので、大原則は給付と負担の均衡というのが原則であります。しかしながら、国保の加入者のみなさんの状況であるとか、そういったことを踏まえて、なかなか負担を求めることはできませんので、これは町民全体の理解をいただく中で一定の法定外の繰出金を出しているということでありまして、そのレベルをどうするのかというのが、これは被保険者だけでなく町全体、町民のみなさん全体の議論だというふうに思います。

どこかで欠けた部分は、誰かが埋めるということでございますので、当然ながら、法定外の繰出金というのは一般の税で、社保の加入者等から納めた税金をそこへ充当するというところでございますので、その水準についてはずーと青天井で良いのか、どのレベルが妥当なのかということからまず議論を始めなければいけないのかというふうに思います。

そうした中で、私どもは、今の段階で出口の分でかなり手厚い措置をしておりますので、入り口の分での減免は考えていないということでございまして、もう一つ、保険税の見直しについては、今から、いま若干作業にはかかっておりますが、まだ最終的な方向性は固まっておりません。

しかしながら、このままでいいのか、このままの国保会計の状況でずーと放置を置いていいのか、町民のみなさんに危機感を持って考えていただかなければいかなあというふうに思っていますので、その辺りは十分議論を尽くしながら、どの水準にしていくのが妥当なのかということで、保険税のあり方を見定めてまいりたいと、そのように考えております。

梶田稔議員質問 1点だけ確認の意味で見解を伺っておきたいんですが、私が指摘した18歳未満というのは担税力がないという指摘をして、担税力のない者に税金を掛けるのは不当ではないかということで、均等割を免除せよと、減免せよと、担税力と納税との関係について、簡単に一言で答弁して下さい。

大岩一政総務部長答弁 国保税の納税義務者は世帯主ということでございまして、その世帯主が扶養する子どもや、幼児・児童等もその中に含まれておりますので、それは担税力ということではなくて、総体として保険の中で負担をいただくということでございますので、担税力の有無には関係がないと、このように思っております。

梶田稔議員質問 見解の違いということで平行線になるのでしょうかけれども、今日生まれた子どもに対しても2万円なにがしかの均等割が課せられると、これは保険料を負担する被保険者の側からすれば、これは少し趣旨が違うんじゃないのと言いたくなるんですね。この声を代弁して発言しているつもりですので、税の本来のあり方から見て、世帯主が税を納めるとは言え、構成員である担税力のない者が赤ちゃんまで含めて課税の対象だと、納税の義務がある、納税の義務の一翼を担っているとう論は、余りにも住民無視だという点だけは指摘しておきたいと思えます。

次の耕作放棄地の問題ですけれども、私は度々この問題はこういう席で議論してきたところですが、改めて議論したいと思って通告をしたのは、整備計画書を見てその矛盾を感じたのが一つです。

それで町長は、関係する法改正に基づく措置だと、本則では確かに削除したけれども、附則で補完していると、だから行政の方向、農政の方向としては従前と変わらないということを言われました。

従前と変わらない、むしろさらに強化して推進してもらいたいわけですが、私が言うまでもなく、本則と附則という点では、これはまったく違うんじゃないですか。

本則重みというのは、やはり本則であって、附則というのはあくまで附則ですね。ですから、行政運営上、前回の基本整備計画と変更された整備計画とは変わりませんよと言っても、本則を削除したということは、これは大きな意味を持つわけで、実際に農業経営に携わっている農家のみなさん、あるいはJAのみなさんからすれば、本則から外されたということになりますと、武豊町は何を考えているんだろうという疑問や不審を持つのは当たり前の話ですね。

私は、当事者であれば、そう思います。ですから、そういう点は、私は言い訳をするんじゃないくて、18年の策定をこの6月に変更したわけですから、その趣旨を本則の方を、元々あった本則を生かして、それを復元するなり、キチッと措置をとる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

榊原清貴産業課長答弁 基本構想の修正ですね、それにつきましては農業経営基盤強化促進法の改正という部分がすごく大きいのかなと、その中で議員のご指摘のように本則から附則になったということで、重みという点では、私どもの感じでは別に附則であっても、他の農業整備振興地域での計画ですね、そういったもので位置付けおよび農地法の改正の中でも、現行の農業経営基盤整備強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みに変えて、遊休農地の有効利用を農地法で委ねているという部分もあるものですから、そちらの方で整備が

できるのかなあというふうに感じております。

梶田稔議員質問 容易に変わりそうもありませんけれども、ぜひ、本則と附則の重みの違いは心して施策の推進に当たってもらいたいということだけ指摘をしておきたいと思いません。

それから、JAの文書を基に常滑市との違いというのを指摘して、データを共有してという指摘をしました。

それで、答弁では、担当の方で個人情報の保護を勘案しながら、データ化して作業に当たるという表現をされましたけれども、具体的にはどのような措置を採られますか。

榊原清貴産業課長答弁 先ほど来出ております耕作放棄地対策協議会等と同じテーブルの上で、当然、中の構成員の中でJAさんの担当の方も入っております。そういった方に、若干調べましたデータの加工を、所有者をAさんだとか特定できないような形にした中で提供させていただいて、その遊休農地をどのように利用していったらいいのかと、お互い協議する場として整備していきたいと考えております。

梶田稔議員質問 資料によりますと、平成20年度に実施された調査では、町内の農用地が合計で35.8%あって、その中の筆数は457筆あるという数字が出ているんですね。

いま、先に答弁があったように、これを集積化する、集約化して、結果として耕作しやすい田や畑を作って、放棄地を縮減する。行く行くは無くするという方針だと思うんですけども、これだけ400、500という筆数を集約するためには、いまのデータベース化して、どこにどれだけの放棄地があるのかというデータそのものを共有しなければ、テーブルに着いても論議のしようがないですね。

ですから、JAの方針書が常滑市を除いてデータの共有がないとあって、不満を述べているわけですが、その共有なしには作業が進まないということは、JAの文書が指摘しているとおりだと思うんですね。

ですから、担当としては協議会の俎上に上せるというわけですが、そういう具体的なデータとして協議会に提供して、具体的な協議をお願いするという段取りでよろしいですか。

榊原清貴産業課長答弁 それでは、まず、いま常滑市とJAあいちさんの方がデータを共有化されているということについて、ちょっとご説明させてください。(「それは、いいです。」という声。)分かりました。

基本的には、そこが問題になりまして、農協と常滑が同じステージでお互い金と人を出し合って、支援機構というのを作った中でデータの共有化をしております。そこで調べたデータというのは、常滑市とJAが共有しているものですから、そこでは何ら個人情報の保護だと、そういったことには抵触しない部分があるかと思えます。

その辺につきまして、農協さんの方に、私、確認しまして、今後、他の市町の方に広げて

いくつもりがあるのかということを確認しましたところ、いまのところＪＡとしも考えていないと、当然、費用的な面、人の面というのがあるものですから、この支援機構というのは本当に非常に良い、地図上でもマッチングができておりまして、そこでデータが一目瞭然で確認できるようです。当然、武豊でもそれが出来ていければ、農地の集約化だとか集団化ですよね、そういったことに資することができると考えております。

梶田稔議員質問 私が、再三というのか、今回も放棄地の問題、食料自給率の問題の根本にある農地の問題を取り上げたのは、平成１９年度の農業センサスで驚くべきというのか、私、初めて目にするものですからビックリしたんですけども、食料自給率全体が４０％という数字は、再三、新聞紙上等にも登場するわけですが、２０年度の概算値として発表された都道府県別の食料自給率というのが、初めて私は目にとまりました。

驚くことに、東京都は１％、愛知県は１３％、食料自給率。この数字を見て、戦後の食料、いわゆる買い出しという姿が頭にピンときたわけですけども、本当に食料の輸入が止まったら大都会はどういうことになるのだろうか、まさにパニックになるんじゃないかと思うんですが、大阪が２％、神奈川県が３％。ですから、１００％を超えているのは北海道の１９８％をはじめ６つの道県だけです。あとの４１都府県は１００％以下です。極端なのは東京の１％という自治体毎の食料自給率です。

ですから、いまご答弁がありましたように、法律が変わったから、言われたからというのじゃなくて、本当に自分たちの食料を自分たちの地元で作り出すということに、真剣に取り組む必要があるというふうに痛感しているわけです。

そういう点で、折角始まった協議会での論議ですから、前進させて、成果を挙げていただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

３つ目の点ですけども、県の施設としては３つほど例を出されて、それ以外はいわゆるハコモノ行政、新規なしというご答弁がありました。いわゆるハコモノ行政と言われるのは、まさにハコだけ造って中身がないという、ムダの象徴のような表現として使われるわけですが、目的がキチツとしていて、意味もあり意義もある、その地域にとって非常に重要な意義を持つということであれば、いわゆるハコモノ行政として括られる範疇のものとはなり得ないというように私は確信をするわけで、いわゆるハコモノ行政に対する国民の批判の厳しいことは、私も百も承知で、私自身が普段からハコモノ行政けしからんということを言っていることからみても、分かっていただけだと思います。

そういう点で、私は、宇宙科学博物館の設置というのはいわゆるハコモノではなくて、いま閉塞状態にある政治状況や経済状況から、武豊町をもう一度掘り起こして、武豊町ここにありという行政の、本当に超目玉の一つになるんじゃないかと確信を持って提起をしているわけです。

しかも、別に日油の肩を持つ、肩だけを持つつもりはないですけども、武豊町でその生産を担当している、現に、生産もしているという町で、４万２千人の町民の間で武豊町がロケット産業の最先端の一翼を担っているという実感を持っている人がどれだけいるんでしょうか。ほとんどいないと言ってもいいぐらいじゃないかと思うんですね。

そこから、実際にある武豊町の姿を陽の当たる場所へ出して、そして、ああ武豊町というのはこういう町かと、単にみそ・たまりの町というだけではなくて、最先端の産業の一翼を担っている町だという点が、町民のみなさんに自覚していただければ、また気持ちも変わってくるんじゃないかと、ぜひ、これをきっかけに気持ちを変えてもらいたいという思いであります。

先日、この質問をするに当たって、実際の現物を見ておいた方が良いと思って、筑波の宇宙研究センターにも行ってきました。上野の国立科学博物館にもM - ロケットが展示してありますので、現物を見てきました。少し前でしたけれども、各務ヶ原の航空宇宙科学博物館も覗いてみました。各務ヶ原でいえば、非常に広大な敷地の中にヘリコプターや航空機が陳列してあって、展示館の中にはH - ロケット等が20分の1模型で展示してありました。筑波では、ペンシルロケットからH - Bロケットまで展示してありました。

そういうロケット産業、宇宙産業の武豊町が一翼を担っている、発祥の地だということは、本当に誇りを持ってPRしていくことだと思うんですね。

私たちが取り組んでいる住民アンケートの取り組みの過程で、ある町民の方から、実はロケットということでは、日油が関わっているだけではなくて、糸川英夫先生との関わりも深い。糸川先生は、先年、亡くなられましたけれども、その残してくれた資料が武豊町にも、ある住民の方の手元に届いていて、町民会館にそれが保存されている、保管されている。それから、ペンシルロケットと、ちょっと耳を疑いましたけれども、H - ロケット、そういう受け入れ施設ができれば提供してくれるという約束ができていたという話までありました。

過日、私、ロケットのことは不勉強なものですから、少しは予備知識をとって、日油へ訪問して、日油の中でのロケット関係の第一人者といわれる武豊出身の方から1時間近くレクチャーを受けました。

その方も、ペンシルロケットの実物大ロケットの模型と同時に、その次世代であるベビーロケット、もしそういう展示する場所があれば、資料として提供することに吝かではないというお話も伺いました。

そう話を総合しますとね、そういう博物館というと仰々しい大々的な物というイメージもありますけれども、少なくともそういったロケット関係の資料を展示するスペースが町内にできれば、これは、私は決してオーバーではないと思いますけれども、町内外といわず、場合によっては地球の裏側からだって、見学に訪れる人たちが武豊を訪れてくれるかも知れない。

なによりも、町内の小中学生・子どもたちに大きな夢を与えて、5年先か10年先か、20年先か分かりませんが、武豊町出身の宇宙飛行士が誕生するかも知れない。そんな夢を持たせる話ではないかと思って、関係者の話も聞きました。

そういう点で、もう一度ですね、規模の大小を必ずしも問うてはおりませんが、3号地がらみの話が先ほどもありましたけれども、ぜひ、県の施設として誘致する。私は、非常にこれも遠慮して提起しているんですが、武豊町の財政力からすれば、3年とか5年の年次計画を以てすれば、武豊町自身の博物館としても建設できるというふうに確信を

しているわけですが、もう時間がありませんので、最後に一つ加えておきますけれども、副読本の話は、部長から研究会に提案するという話がありました。

もう一つ、最後にお尋ねしておきたいんですが、ハヤブサが持ち帰ったカプセルの展示について、11月から手を挙げた博物館や自治体には、順次、巡回するという方針を表明しておりますけれども、ぜひ、手を挙げて武豊町に誘致してほしいんですが、その点、お考えをお聞かせ下さい。

各務正巳教育部長答弁 確かに、新聞紙上でもハヤブサの展示ということで、これにつきましては、いろいろとやっぱり警備体制ですとか、どのような展示体制になるのか、いろいろな問題が多々あるかと思えます。

これにつきましては、決して、新聞紙上ですと科学館、博物館ということですので、武豊町にはありませんけれども、どういう条件なのか、一度、問い合わせはしてみたいというふうに思います。

以 上